

大東市ふるさと納税推進業務委託

公募型プロポーザル

－ 募集要項 －

令和6年12月26日
大東市産業・文化部産業経済室

問い合わせ先

〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号

大東市産業・文化部産業経済室

電話：072-870-4013 F A X：072-870-9608

Email：sangyo@city.daito.lg.jp

大東市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル募集要項は大東市がふるさと納税に関する事務を委託する事業者の募集や選定に関して、必要な事項を定めるものです。

1 目的

本業務は、大東市（以下、「本市」という。）内企業の発掘と返礼品の開発を通じて本市の魅力を発信すること、寄附者に向けた効果的なプロモーションを通じて本市を応援して頂ける寄附者の増加・寄附額の増加に繋げること、を目的とします。

上記目的を達するため、本市のふるさと納税に係る寄附受付、寄附情報の管理、返礼品の発注・配送管理、寄附金受領証明書の発送、寄附に係る問合せ対応などについて、民間事業者のノウハウを活用し効率的に業務を遂行するものとします。

2 業務の概要

(1) 業務名

大東市ふるさと納税推進業務

(2) 業務内容

寄附者の募集・寄附申込情報の管理や返礼品の管理等、ふるさと納税に関連する業務全般を行う。詳細については別紙「大東市ふるさと納税推進業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

＊業務開始日は令和7年4月1日から

＊契約締結日から令和7年3月31日までは準備期間として対応し、その間に発生した費用は受注者の負担とします。

(4) 委託限度額

本業務の委託限度額は、182,938,000円/年（消費税及び地方消費税の額を含む。）とします。また、返礼品調達・配送費用の限度額は、1,241,589,000円/年（消費税及び地方消費税の額を含む。）とします。

事務業務委託料、ワンストップ特例申請にかかる費用、返礼品調達・配送費用、大東市が契約している寄附受付ポータルサイトの手数料及びクレジットカード等決済手数料を含め、寄附金額の50%以内（消費税及び地方消

費税の額を含む。)の経費としてください。

なお、事務業務委託料と返礼品調達・配送費用の限度額は、見積条件：寄附受入金額 4,023,898,3340 円/年、寄附受入件数 61,156 件/年（うちワンストップ特例申請 21,402 件/年）を見込んだ場合の年間の委託限度額であり、寄附受入金額、寄附受入件数の増減により限度額は変動します。

3 参加資格

以下のいずれかに該当する団体は応募することができません。

- (1) 政治活動、宗教活動を主たる目的としているもの
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- (3) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更正または再生手続きを開始しているもの
- (4) 国税および地方税を滞納しているもの
- (5) 大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けているもの
- (6) 大東市暴力団排除条例第 7 条各号に該当するもの
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽があるもの
- (8) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク等の第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じることができないもの
- (9) 事業実施までに本市への申込みがあった過去の寄附者情報データを取り込みシステムで管理することができないもの
- (10) その他、市民の信頼を損なうもの

4 実施手順

項目	時期
募集要項の公表	令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木）
質問の締切	令和 7 年 1 月 1 0 日（金） 1 7 時まで
質問に対する回答	質問受付後、令和 7 年 1 月 7 日（火）に一度ホームページに掲載 【令和 7 年 1 月 1 4 日（火）に最終掲載】
参加表明書および会社概要の提出期間	令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木）から 令和 7 年 1 月 1 7 日（金） 1 7 時まで
参加資格結果通知	令和 7 年 1 月 2 1 日（火）
企画書等の提出期間	令和 7 年 1 月 2 2 日（水）から 令和 7 年 1 月 2 4 日（金） 1 7 時まで

第一次審査	令和7年1月27日（月）から 令和7年1月28日（火）まで （申込みが3団体以下の場合は実施せず）
第一次審査結果通知 および第二次審査案内	令和7年1月29日（水） *審査状況により1～2日程前後する可能性があります。 （申込みが3団体以下の場合は第二次審査案内のみ）
第二次審査	令和7年2月4日（火）
選定結果の通知	令和7年2月上旬
契約締結	令和7年2月以降
業務開始	令和7年4月1日

5 募集要項の内容についての質問の受付および回答

説明会は開催せず、電子メール（sangyo@city.daito.lg.jp宛て）による質問の受付を行います。

（1）受付期間

令和6年12月26日（木）～令和7年1月10日（金）17時まで

（2）提出方法

任意様式。質問は簡潔に箇条書きにて行い、電子メールで大東市産業・文化部産業経済室へ提出してください。送信後は、必ず着信確認をしてください。なお、メールのタイトルについては「【会社名】大東市ふるさと納税推進業務委託にかかる質問について」としてください。

（3）質問に対する回答

回答は市ホームページにおいて通知します。

（途中1月7日（火）に一度掲載します。）

【令和7年1月14日（火）に最終回答を掲載します。】

6 企画提案書等の提出

（1）提出書類

- ① 大東市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1）
- ② 会社概要および業務実績（任意様式A3横またはA4縦）
- ③ 企画提案書等提出届（様式2）

④ 企画提案書（任意様式A3横またはA4縦・A4横）

提案書は、「7 本事業受注者の選定方法（2）評価基準」および別紙「大東市ふるさと納税推進業務委託仕様書」をもとに以下の項目を含め、具体的に作成してください。

- 新たな返礼品の開発・拡充及び返礼品提供事業者の支援に関する業務
- 本市のプロモーションに関する業務
- 類似業務の受注実績
- 契約締結日から運用開始日（令和7年4月1日）までの導入計画について
- ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理等に関する業務
- 寄附申込の一元管理等に関する業務
- 寄附者への書類発送業務
- 返礼品提供事業者への発注・配送管理業務
- 寄附者及び返礼品提供事業者からの問合せ等に関する業務
- 返礼品に関する業務
- セキュリティ管理
- 業務報告
- 独自提案・自社の優位性

⑤ 業務実施体制調書（様式3）

⑥ 管理責任者調書（様式4）

⑦ 担当者調書（様式5）

⑧ 見積書および見積り内訳書（様式6または任意様式A3横・A4縦）

見積金額は、以下の《費用算出用の寄附額数値》を元に、次に掲げる事項が分かるように資料を添付してください。

- 仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算根拠を示してください。
- 3年間の委託料を記載してください。（単年度ではありません。）
- 寄附額に対する歩合（寄附歩合額）とする場合には、その割合等を記載してください。ポータルサイト及び1件当たりの寄附額に応じて割合が異なる場合は、積算内容について記載してください。
- 寄附歩合額以外の固定費がある場合については、積算内容について記載してください。
- 返礼品の調達費用及び配送費用等が実費請求の場合は、その旨を記載してください。
- 市が契約している寄附受付サイトの手数料、クレジットカード等決済手数料は含まないでください。

- 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額としてください。

《費用算出用の寄附額数値》

令和7年4月～令和10年3月

寄附受入件数 61,156 件/年（うちワンストップ特例申請 21,402 件）

寄附額 4,023,898,340 円/年

【参考】

期間	件数	寄附額	寄附単価	全国平均
R6.4～R6.11	13,414 件	1,258,065,000 円	93,787 円	-
R5.4～R6.3	28,559 件	2,559,674,384 円	89,628 円	18,959 円
R4.4～R5.3	39,179 件	2,509,998,000 円	64,065 円	18,622 円
R3.4～R4.3	37,278 件	2,360,668,880 円	63,326 円	18,668 円

返礼品提供事業者：66 返礼品数：1,017

(2) 提出部数等

- ・ 正本 1部
- ・ 写し 6部

(3) 提出期間

- ①～②：令和6年12月26日（木）～令和7年1月17日（金）17時
- ③～⑧：令和7年 1月22日（水）～令和7年1月24日（金）17時

(4) 提出方法

提出書類一式を『大東市産業・文化部産業経済室：〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号』に持参または書留郵便（（①②は令和7年1月17日（金）17時までに必着、③～⑧は令和7年1月24日（金）17時までに必着）により提出するとともに、当該提出書類一式のデータを電子メール（sangyo@city.daito.lg.jp宛て）にて提出してください。

受付については、土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時30分までとします。（最終日は17時まで）

7 本事業受注者の選定方法

(1) 本業務の公募および受注事業者の選定

- ① 募集に係る要件を示し、本事業の趣旨を実現できる企画案を事業者に提案していただきます。
- ② 提案のあった企画案を市職員で構成される選定委員会議で総合的な視

点で採点、順位付けを行い、最も優秀な企画を提案した事業者を契約候補者として選定します。

下記評価基準の視点に基づき、各選定委員が100点満点の採点を行い、合計点の最も高い事業者を契約候補者として選定します。

契約候補者と協議、調整が整わないとき若しくは契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなったときは、次点の者を契約候補者とします。

なお、応募者が1社のみであった場合においても本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。

各選定委員の採点した平均点が100点満点で60点に満たない事業者は契約候補者に選定しません。

提案者の中で契約候補者にふさわしい事業者がないと判断された場合は、再度、公募を行うか否かを選定委員会議において検討するものとします。

(2) 評価基準

① プレゼンテーション評価基準

評価項目		得点
ア 寄附拡大につながる企画提案		
1	返礼品の開発実績が豊富にあり、本市の地域特性等を踏まえた返礼品の開発が可能か、また、魅力的な返礼品の企画が提案されているか。	10点
2	3年間の目標寄附額および各年の目標寄附額の達成と返礼品提供事業者の利益を最大化するためにどのような取組みを行うか。	10点
3	寄附を促進するための効果的なプロモーションや情報発信の具体的手法が提案されているか。	10点
イ 業務体制・業務遂行能力・受注実績		
4	担当する業務責任者及び社員の他自治体等での類似業務の実績及び能力が十分で、業務を迅速かつ確実に遂行する体制を有しており、業務の安定的な運用が見込めるか。	10点
5	寄附者情報等の管理について、仕様書に示す管理システムにより一元的な管理可能であり、業務の効率化及び本市職員の事務負担軽減に資する対応がなされているか。	5点

ウ 返礼品・システム管理と寄附者・事業者対応		
6	返礼品の内容や在庫数、配送状況を適切に管理し、配送遅滞等のトラブルがあった場合にも適切に対応することができるか。	10点
7	返礼品に関する問い合わせだけでなく、寄附者からの多様な相談・苦情等に対して、丁寧かつ責任を持った対応ができるか。	10点
8	受注者及び返礼品提供事業者において、寄附者の個人情報保護についての有効性のある対策が講じられているか。	5点
9	返礼品提供事業者との連携を密にし、返礼品提供事業者からの相談に応じるとともに積極的に提案営業を行えるか。	10点
エ 独自提案		
10	提案者の強みを活かした、独自性と優位性を感じる提案であるか。また、それはふるさと納税の理念に基づいたものであるか。	10点
オ 費用の妥当性		
11	本市の寄附額・寄附単価及び企画提案内容に見合った適切な見積金額となっているか。	10点
合計		100点

(3) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、産業経済室が第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定します。（最大3団体）

第一次審査の結果は、令和7年1月29日（水）に必要書類提出時に使用されましたメールアドレス宛に通知します。

*審査状況により1～2日程前後する可能性があります。

② 第二次審査（提案説明及びヒアリング審査）

開催日：令和7年2月4日（火）

開催場所：大東市役所

※ 時間・場所の詳細については、企画提案書提出者に別途連絡します。

プレゼンテーション時間：1事業者あたりプレゼンテーションの時間は40分（説明20分、質疑応答20分）とし、参加人数は3名までとします。

ただし、本業務を主に担当する者を最低1人以上加えることとします。

プレゼンテーションに用いる資料は応募時の企画書のみとします。

- (4) 受注者候補者選定結果通知
令和7年2月上旬に通知します。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

9 本業務の実施

本業務の実施にあたっては、採択された企画案を提案した事業者と連携し、提案された企画案をもとに詳細を協議のうえ実施します。日程や内容等、必要に応じて修正して実施する場合があります。

10 その他

- (1) 応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却は行いません。
- (3) 応募にあたって提出する書類の追加・差替えは原則として認めません。必要書類が不足していた場合、後日失格として取扱うことがあるので留意ください。なお、応募書類以外に追加提出等を求める場合があります。
- (4) 提出された書類は、公文書として取り扱い、情報公開請求があった場合は、情報公開条例に基づき公開されることとなります。